

# 新しい収集方法の開始に向けて、ご協力をお願いします

平成17年2月から開始

## 新しい分別方法（予定）

**燃やせるごみ（週2回）**



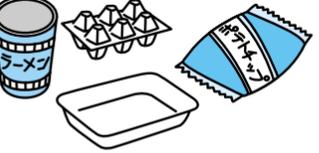
台所のちゅう芥ごみ（よく水を切る）、貝殻、使用済み紙おむつ（汚物はトイレに捨ててから）、紙くず、木くず、枝木（長さ80cm、1本5cm角以下で、直径50cm以下に束ねたもの）

**燃やせないごみ（月2回）**



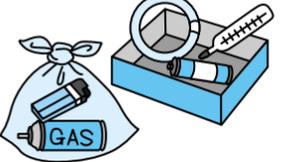
ガラス製品（電球を含む）・せともの類・ゴム製品・皮革製品・金属類（アルミホイルを含む）・小型家電製品（アイロン・ドライヤーなど）プラスチックの除外品（ビニール傘・物干しハンガー・おもちゃ・バケツ・ビデオカセットテープ）

**プラスチック類（週1回）**



プラスチックのマークのある商品や発泡トレー、お菓子の袋、ビニール、ラップなど

**有害ごみ**  
プラスチックと同時収集



「スプレー缶、エアゾール缶、カセットボンベ、使い捨てライター」「体温計、蛍光管、乾電池」

**空きびん・空き缶（月2回）**



飲料びん、食品のびん  
飲料缶、缶詰の缶（ペットフード用も可）のり、菓子、茶などの缶、アルミ、スチール製のふたやキャップ、王冠

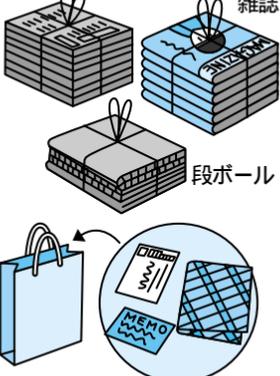
**ペットボトル（月2回）**



飲料用、しょうゆ用、酒類用ペットボトル

**古紙（週1回）（新聞・雑誌・段ボール・雑紙）**

新聞紙（ちらしも可）



雑誌  
段ボール

雑紙（はがき、ポスター、包装紙、ボール紙、レシート、名刺、メモ用紙など）

**古着（週1回）**



着用可能な衣類、肌着、下着、毛布、シャツ、タオルケット、カーテン

## 収集変更のポイント

燃やせないごみを、プラスチック類、ペットボトル、燃やせないごみの3つに分別  
燃やせないごみの半分以上はプラスチック類です。プラスチック類を週1回、ペットボトルを月2回、分別収集することで、燃やせないごみは月2回の収集になります。分別収集変更後の燃やせないごみとは、ゴム製品・ガラス製品・せともの・金属類・皮革製品などになります。

古紙（新聞・雑誌・段ボール）の収集に、雑紙（ざつごみ）を資源物として追加します。月2回から週1回収集へ収集日を増やします。

燃やせるごみで収集していた雑紙を資源物として分別収集します。雑紙とは、お菓子の箱などのボール紙、はがき、便せん、包装紙、コピー用紙、ノート、メモ用紙、ポスターなどです。紙袋に入れるか、ひもできちんと縛ってください。

## 平成17年2月からの収集日程表

	月	火	水	木	金
大沢3丁目 深大寺、井口 野崎2・3丁目	プラスチック類 有害ごみ	燃やせるごみ	2・4燃やせないごみ	古紙（雑紙を含む） 古着 1・3ペットボトル 2・4びん缶	燃やせるごみ
野崎4丁目 大沢1・2・4・5・6丁目	プラスチック類 有害ごみ	燃やせるごみ	古紙（雑紙を含む） 古着 2・4燃やせないごみ	1・3びん缶 2・4ペットボトル	燃やせるごみ
上連雀1～5丁目	燃やせるごみ	プラスチック類 有害ごみ	1・3燃やせないごみ 1・3びん缶 2・4ペットボトル	燃やせるごみ	古紙（雑紙を含む） 古着
下連雀1～4丁目	燃やせるごみ	プラスチック類 有害ごみ	1・3燃やせないごみ	燃やせるごみ	古紙（雑紙を含む） 古着 1・3びん缶 2・4ペットボトル
野崎1丁目 上連雀6～9丁目	燃やせるごみ	1・3びん缶 2・4ペットボトル	古紙（雑紙を含む） 古着 1・3燃やせないごみ	燃やせるごみ	プラスチック類 有害ごみ
新川6丁目 下連雀5～9丁目	燃やせるごみ	古紙（雑紙を含む） 古着 1・3ペットボトル 2・4びん缶	1・3燃やせないごみ	燃やせるごみ	プラスチック類 有害ごみ
井の頭	1・3びん缶 2・4ペットボトル	燃やせるごみ	プラスチック類 有害ごみ 2・4燃やせないごみ	古紙（雑紙を含む） 古着	燃やせるごみ
牟礼	燃やせるごみ	古紙（雑紙を含む） 古着	プラスチック類 有害ごみ 1・3燃やせないごみ	燃やせるごみ	1・3ペットボトル 2・4びん缶
北野 新川2・3丁目	古紙（雑紙を含む） 古着	燃やせるごみ	1・3ペットボトル 2・4びん缶 2・4燃やせないごみ	プラスチック類 有害ごみ	燃やせるごみ
中原 新川1・4・5丁目	古紙（雑紙を含む） 古着 1・3ペットボトル 2・4びん缶	燃やせるごみ	2・4燃やせないごみ	プラスチック類 有害ごみ	燃やせるごみ

日程表の1・3とは1週目と3週目、2・4とは2週目と4週目のことです。  
燃やせるごみ（可燃）の収集は、野崎1丁目、上連雀3・5・7丁目の火・金曜日が月・木曜日に、新川3丁目、北野1・2・3丁目の月・木曜日が火・金曜日に変わる予定です（ほかの地域は変わりません）  
分別収集と収集日程の変更にもとない、収集時間も大幅に変更になる場合がありますので、ご注意とご協力をお願いします。  
原則月～金曜日の毎日ごみ出しが必要になります。とくに集合住宅の管理人さんや清掃の方の勤務体制に影響があると思いますので、ご配慮ください。

**説明会を開催します**

第1回 7月4日（日） 午前10時～11時  
第2回 7月7日（水） 午後2時～3時  
第3回 7月7日（水） 午後7時～8時

いずれも教育センター3階大研修室で（下連雀9 11 7・市役所北側）  
各コミュニティセンターでの説明会は10月～11月ごろを予定しています。日程については、後日お知らせします。

市民、非営利団体、事業者などが行う高環境の創出をめざす先導的な活動を支援するため平成15年度に創設した「三鷹市環境基金」を活用して、今年度から新たに2つの助成制度を実施します。

基金の活用対象は、予算の範囲内で優先施策を定めて実施し、将来的には対象の拡充をめざす予定です。

**新エネルギー導入助成**  
市民、団体、事業者などが新たに設置する「新エネルギー導入設備」に対して、その経費の一部を助成します。

この助成の目的は、クリーンな自然エネルギーやエネルギー効率に優れた新エネルギーの利用を促進し、エネルギーの有効利用と地球温暖化の防止に役立つ

**「三鷹市環境基金」を活用した先導的活動支援がはじまります**

太陽光発電などの新エネルギー導入の経費を助成  
非営利団体が行う環境活動事業を助成

「環境活動事業助成」  
市内で活動している非営利団体が行う先導的な「環境活動事業」に対して、その事業経費の一部を助成します。

この助成の目的は、市民などを対象として行われる環境活動事業の実施を促進し、また新たな環境活動を醸成することにより、環境保全の推進や環境意識の高揚に実践的に役立てようというものです。

なお、助成対象事業は、環境基金活用委員会の審査を経て決定します。

**助成対象事業**  
市内を活動拠点としている団体で、特定の企業、政党、宗教活動を目的としない非営利団体が実施する環境活動事業

公害防止、地球温暖化対策、緑化、自然環境保護などに役立つ事業、環境学習会、環境講演会など、環境保全に必要な知識を提供するための事業、環境活動の推進に役立つ調査研究事業、そのほか市長が認める環境活動事業

**助成額**  
助成対象事業に要する経費の2分の1（1団体1事業とし、上限10万円）とし、予算の範囲内（今年度は50万円）で助成します。

いずれも6月21日～7月20日までに助成金交付申請書、そのほか必要書類（事前に環境対策課にお問い合わせください）を同課へ内線2523へ提出する。

「スプレー缶、エアゾール缶、カセットボンベ、使い捨てライター」「体温計、蛍光管、乾電池」

「燃やせるごみ（可燃）の収集は、野崎1丁目、上連雀3・5・7丁目の火・金曜日が月・木曜日に、新川3丁目、北野1・2・3丁目の月・木曜日が火・金曜日に変わる予定です（ほかの地域は変わりません）」